

青森県教育委員会第727回定例会会議録

期 日 平成21年8月5日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について……………原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成21年8月5日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時45分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、清野委員
- ・書記
相坂譲、坂本雄大

会 議

議事

議案第1号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

(事務局説明 岡田文化財保護課長)

平成21年6月28日に開催した青森県文化財保護審議会において、青森市の田中忠三郎氏所有の麻を用いた衣類等を県指定に向けて調査するという報告があった。しかし、現在の文化財保護審議会の民俗文化財担当委員の専門外であることから、より専門的な立場から文化財の価値判断をし、県指定の可否を適切に調査審議してもらうため、民俗文化財のうち民具、特に衣類に精通している青森県立郷土館長の外崎純一氏を青森県文化財保護審議会条例第2条第2項にもとづき、臨時委員に任命するものである。

なお、委員の任期は平成21年8月5日から、当該指定案件に関する調査審議の終了までである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

7月に行った職員の懲戒処分の状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明 佐藤教職員課長)

県教育委員会が7月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな「事案3」について説明する。

これは去る7月17日の処分後速やかに公表したところである。

事案の概要についてであるが、去る6月22日及び23日、三八地域市部以外の中学校

の教諭が、岩手県内の東北本線の列車内で、手の甲を女子高校生の臀部に触れ、また、駅構内のエスカレーターにおいて、女子高校生のスカートの中を盗撮するという痴漢行為をしたもので、7月17日付けで免職の懲戒処分を行ったものである。

また、既に御連絡しているが、教員による住居侵入等について改めて報告する。

去る7月6日、八戸市の小学校の新採用教員が住居侵入容疑で、7月12日には、非常勤で音楽の授業をしているむつ市のピアノ講師が器物損壊容疑で逮捕されたところである。これらの件については、事実を確認のうえ厳正に対処するが、今後このようなことが二度とないよう、指導を徹底していく。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、機会あるごとに、会議あるいは通知等により、再三にわたり指導の徹底をお願いしてきたところである。今回、教職員課長から報告があったが、これらの事案が発生したことは、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ね、ひいては学校教育に対する県民の不信を招くものであり、極めて遺憾である。

このため、今後このようなことが発生しないよう、7月17日付けで市町村教育委員会及び県立学校に対して、服務規律の確保の徹底について通知したほか、同日、臨時の教育事務所長会議を開催し、所管の市町村教育委員会への指導徹底を指示したところである。

また、新採用者については、赴任時に服務規律の確保について指導しているところであるが、7月29日及び30日の初任者研修の宿泊研修の際に改めて指導したところである。

今後も、あらゆる機会を通して指導の徹底を図っていく。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解するが、今後一層の指導徹底をお願いする。